本号で公布された法令のあらまし

◇金融庁組織令の一部を改正する政令（政令第七〇号）（金融庁）

1　総合政策局に公文書監理官を設置し、その所掌事務を規定することとした。（第七条関係）

2　総合政策局に置かれる参事官のうち1人の設置期間を平成三四年三月三一日までに改めることとした。（附則第六条関係）

3　この政令は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇特定複合観光施設区域整備法の一部の施行期日を定める政令（政令第七一号）（特定複合観光施設区域整備推進本部）

特定複合観光施設区域整備法（平成三〇年法律第八〇号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三一年四月一日とすることとした。

◇特定複合観光施設区域整備法施行令（政令第七二号）（特定複合観光施設区域整備推進本部）

1　特定複合観光施設

㈠　国際会議場施設の基準は、主として国際会議の用に供する室のうちその収容人員が最大であるものの収容人員（以下「最大国際会議室収容人員」という。）がおおむね一、〇〇〇人以上であり、かつ、主として国際会議の用に供する全ての室の収容人員の合計が最大国際会議室収容人員の二倍以上であることとした。（第一条関係）

㈡　展示施設、見本市場施設その他の催しを開催するための施設の基準は、次の⑴から⑶までに掲げる最大国際会議室収容人員の区分に応じ、主として展示会、見本市その他の催しの用に供する全ての室の床面積の合計が当該⑴から⑶までに定める面積以上であることとした。（第二条関係）

⑴　おおむね一、〇〇〇人以上三、〇〇〇人未満　おおむね一二万平方メートル

⑵　おおむね三、〇〇〇人以上六、〇〇〇人未満　おおむね六万平方メートル

⑶　おおむね六、〇〇〇人以上　おおむね二万平方メートル

㈢　我が国の観光の魅力の増進に資する施設は、我が国の観光の魅力の増進に資する劇場、演芸場、音楽堂、競技場、映画館、博物館、美術館、レストランその他の施設とすることとした。（第三条関係）

㈣　国内における観光旅行の促進に資する施設の基準は、次のとおりとすることとした。（第四条関係）

⑴　利用者の需要を満たすことができる適当な規模の対面による情報提供及びサービスの手配のための設備並びに適当な規模の待合いの用に供する設備を有すること。

⑵　次に掲げる業務を行う機能を有し、かつ、これらの業務を複数の外国語により行うことができること。

イ　我が国における各地域の観光の魅力に関する情報について、視聴覚的効果を生じさせる表現その他の効果的な方法により提供する業務

ロ　目的地に到達するまでの経路及び交通手段並びに目的地における観光資源、交通、宿泊、食事その他の事項（以下「観光資源等」という。）に関する情報について、情報通信技術の活用を考慮した適切な方法により提供する業務

ハ　利用者の関心に応じて、旅行の目的地及び日程並びに旅行者が提供を受けることができるサービスの内容に関する事項を定めた旅行に関する計画について提案する業務

ニ　観光旅行を行おうとする者の需要に応じて、目的地に到達するまでの旅客及び手荷物の運送並びに目的地における観光資源等に係る予約、料金の支払その他の必要なサービスの手配を一元的に行う業務

㈤　宿泊施設の基準は、次のとおりとすることとした。（第五条関係）

⑴　全ての客室の床面積の合計がおおむね一〇万平方メートル以上であること。

⑵　次に掲げる事項が、国内外の宿泊施設における客室の実情を踏まえ、利用者の需要の高度化及び多様化を勘案して適切なものであること。

イ　客室のうち最小のものの床面積

ロ　独立的に区画されたそれぞれ一以上の居間及び寝室を有する客室（以下「スイートルーム」という。）のうち最小のものの床面積

ハ　客室の総数に占めるスイートルームの割合

2

㈠　カジノ事業及びカジノ事業者

カジノ事業の免許等

⑴　特定複合観光施設区域整備法（以下「法」という。）第四一条第一項第七号等の政令で定める面積は、特定複合観光施設の床面積の合計の一〇〇分の三の面積とすることとした。（第六条関係）

⑵　免許等及び認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪を定めることとした。（第七条及び第八条関係）

㈡　カジノ事業者が行う業務

⑴　入場者から除かれる者は、業務又は公務としてカジノ行為区画に入場し、又は滞在する者とすることとした。（第九条関係）

⑵　入場規制の例外となる場合は、次に掲げる場合とすることとした。（第一〇条関係）

イ　法第六九条第一号に掲げる者が業務として法第二条第一〇項第三号に掲げる区画に入場し、又は滞在する場合

ロ　法第六九条第四号又は第五号に掲げる者が業務としてカジノ施設に入場し、又は滞在する場合

ハ　法第六九条第一号、第四号又は第五号に掲げる者が公務としてカジノ施設に入場し、又は滞在する場合

⑶　供託が必要となる基準日特定資金受入残高の最低額は、一、〇〇〇万円とすることとした。（第一一条関係）

⑷　特定資金受入保証金及び特定資金受入要供託額並びに債権を譲り受けた者への規制に関する技術的読替えについて定めることとした。（第一二条及び第一三条関係）

⑸　契約を締結してはならない相手方の要件に係る罪を定めることとした。（第一四条関係）

⑹　外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設は、航空法第二条第一九項に規定する国際航空運送事業の用に供される空港内の旅客ターミナル施設又は海上運送法第一九条の四第一項に規定する対外旅客定期航路事業若しくは本邦の港と本邦以外の地域の港との間における人の運送をする同法第二条第六項に規定する不定期航路事業の用に供される港湾内の旅客施設（これらの施設のうち、外国人旅客が入国に際し次に掲げる処分に係る手続を完了するまで滞在することができる部分に限る。）とすることとした。（第一五条関係）

イ　出入国管理及び難民認定法第三条第一項第二号に規定する上陸の許可等

ロ　関税法第六七条の許可